

賃貸借契約書（案）

地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）との間に、別表記載の物件（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、物件を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（期間）

第2条 物件の賃借期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、賃借期間中に被服の数量等の仕様変更がある場合は、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（賃借料および洗濯料）

第3条 物件の洗濯料を含む賃借料は別表記載のとおり月額とし、1か月ごとの契約実績人数に応じて算出した額に消費税額を加算した額とする。なお、消費税額の円未満は切り捨てるものとする。

2 甲は、乙の請求に基づき、前条の賃借料等を適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（物件の瑕疵）

第4条 物件の瑕疵によって甲が損害を受けたときは、甲は、損害賠償を請求することができる。

（物件の保管、使用方法）

第5条 乙から、物件に乙の所有権を明示する標示、標識等を設置するように指示があったときは、甲はこれに従うものとする。

2 物件の保管及び使用に当たり、甲は使用時間、使用方法等につき善良な管理者の注意義務を払うものとする。

3 物件自体及びその設置、保管及びその使用によって、第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとする。

（物件の維持及び費用）

第6条 乙は、物件の洗濯時において、物件を常時清潔かつ充分な機能の働く状態に維持又は手入れするものとする。

2 乙は、前項のための部品及び付属部品の取替、物件の補修、損害箇所の修理、定期又は不定期の検査並びにその他一切の維持及び手入れを行い、かつその費用を負担するものとする。

3 前項の規定により、維持及び手入れが行い難い場合は、乙負担で物件を交換するものとする。

（物件の洗濯）

第7条 洗濯物の納入及び回収は、別添業務仕様書に従い納入するものとする。また集配日が祝日であっても納入及び回収を行うものとする。

(物件の変更)

第8条 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、物件に他の物件を付着させ又は改造、模様替え、性能、機能、品質等を変更させる行為をしてはならない。

2 前項の場合、乙の請求があったときは、甲は、無償でその効果を物件に帰属させるものとする。

(物件の譲渡等の禁止)

第9条 甲は、物件を他に譲渡したり、第三者に使用させたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

2 甲は、物件について、他から強制執行その他法律的及び事実的侵害がないように保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、かつ、速やかにその事態を解消させるものとする。

3 前2項の場合において、乙が必要な処置をとったときには、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとする。

(物件の検査)

第10条 乙は、いつでも、甲の事務所、事業所などに立ち入って物件の現状運転及び保管状況を検査することができるものとする。

(物件の滅失)

第11条 物件の返還までに生じた物件の滅失及び毀損については、原則として甲が負担するものとする。ただし、通常の損耗又は摩耗、汚損はこの限りでない。

(契約違反)

第12条 乙は、甲が第3条の賃借料の支払を遅滞し、又はこの賃貸借契約条項のいずれかに違反したときには、通知又は催告を要しないで次の各号に掲げる行為の全部又は一部をすることができる。

(1) 賃借料又はその他の費用の全部又は一部の即時の弁済の請求

(2) 物件の引揚げ又は返還の請求

(3) 賃貸借契約の解除と損害賠償の請求

2 乙が前項第1号及び第2号の行為を行った場合において、この賃貸借契約によるその他の甲の義務は免除されないものとする。

(条件付解除条項)

第13条 甲は、翌年度以降において賃借料に係る予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、文書をもって乙に通告するものとする。

(遅延利息)

第14条 甲がこの賃貸借契約による乙に対する金銭の支払を怠ったときは、甲は、遅延期間中、法定利率の遅延利息を支払うものとする。

(甲の権利の譲渡の禁止等)

第15条 甲は、この賃貸借契約から生じる権利を第三者に譲渡してはならない。

2 この賃貸借契約から生じる甲のすべての金銭の支払義務は、乙又はその継承人に対する債権をもって相殺することはできない。

(物件の返還)

第16条 期限前でも第13条第1項によって乙から物件の返還の請求があつたときは、甲は、直ちに物件を乙に返還しなければならない。

2 物件の返還は、物件設置場所のもよりの乙の指定する場所で、もし物件の設置場所が変更されているときは、乙の指定する場所で行うものとする。

3 物件の返還に要する一切の費用は、乙が負担するものとする。

4 物件の返還完了までに、甲はこの賃貸借契約に定められたすべての義務を履行するものとする。

(期間の満了)

第17条 この賃貸借契約に基づく物件の賃貸借期間が満了し、甲の乙に対するすべての債務が履行された場合は、甲は乙に物件を返還するものとする。

(裁判管轄等)

第18条 この賃貸借契約についてのすべての紛争は、大津地方裁判所を管轄裁判所とすることに、甲、乙とも合意する。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この賃貸借契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(定めのない事項)

第20条 前各条に定めのない事項については、民法（明治29年法律第89号）その他関係法令に定めるところによるものとする。

(疑義の決定)

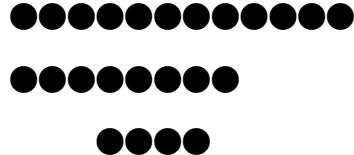
第21条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

滋賀県大津市本宮2丁目9-9
賃借人 甲 地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長 河内 明宏

賃貸人 乙



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取扱う事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。た

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関する知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(指示及び報告)

第12 甲は、乙がこの契約による事務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

